

新型コロナウイルス対策 店舗改装費補助金 特例の適用

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を緩和、克服するための改装工事を行う 市税の滞納が無い、市内の中小企業者・小規模事業者 ※一事業者につき一申請 (※この特例では、過去の店舗改装補助事業利用の有無は問いません)
対象外業種	・農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く） ・遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種
助成金額	上限50万円、補助率3分の2（※通例では、上限40万円、補助率2分の1）
対象工事	市内の施工業者を利用し、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和、克服するために行う、次のいずれかに該当する改装工事 ・新たな事業を開始するための改装 ・衛生環境を整備するための改装 ・外気との換気を向上させるための改装 ・密集や接触を回避するための改装
助成対象費用	・店舗の内装若しくは外装、又はその両方を改装するために行うもの ・市内に事業所を有する施工業者を利用するもの ・交付決定後に着手するもの 上記のいずれにも該当し、店舗の改装工事及び建替え新築工事に要する経費 ※この特例では、工事費用の金額は問いません（※通例では40万円以上の工事が対象）
申請期間	令和2年4月1日(水)～令和2年12月28日(月) ※業者の代理申請は不可。郵送の申請は可。予算が無くなり次第終了
工事の例	【新事業】テイクアウト開始にともなうカウンター設置、待合室の整備 【衛生】お客様用手洗い場の設置、消毒や衛生に関する設備設置 【換気】窓や網戸の設置、換気扇等外気との換気が出来る設備設置 【密集】客席の個室化（壁、ブラインド、つい立て、カーテン）、拡張

お問い合わせは・・・



苫小牧市産業経済部商業振興課 【緊急経済対策給付金室(中小・小規模事業者向け)】

場所：苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所9階

電話：0144-32-6445

市のHPはこちら



(2020年5月)